

■入居資格自己チェックリスト1（入居資格）

該当する項目に☑をして下さい

- ※1 □の全ての要件を満たす必要があります。
- ※2 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

い
づ
れ
か

☐ 同居親族がいる。（内縁関係に有る方および婚約者を含みます。）

☐ 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。

（該当する要件を○で囲んでください。）

- ・ 60歳以上
- ・ 身体障がい者の方（1級～4級）
- ・ 精神障がい者の方（1級～3級）
- ・ 知的障がい者の方（療育手帳の交付を受けうる程度）
- ・ 生活保護法に規定する被保護者
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方
- ・ 海外引揚者 ・ DV被害者等

☐ 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）

☐ 現に住宅に困窮している。

（該当する要件を○で囲んでください。）

- ・ 民間賃貸住宅居住
- ・ 親族の家に居住
- ・ その他（詳しく記入して下さい。）

※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格が有りません。

☐ 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000円／月以下
高齢者・子育て・障がい者等（裁量世帯）	214,000円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額＋同居親族の年間所得金額－控除額合計）÷12

控除の種類と控除額

控除の種類	控 除 額	備 考
同居・扶養親族控除	1人につき38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25万円	〃 16歳～22歳の方
寡婦控除	〃 27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35万円※	所得税法上のひとり親の方
障がい者（一般）	〃 27万円	障がい者（特別）以外の身体、精神、知的障がい
障がい者（特別）	〃 40万円	障がい者手帳1、2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	〃 10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が27万円以下、ひとり親控除は所得が35万円以下及び振替基礎控除は所得が10万円以下の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。

■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目に☑を記入して下さい。

※1 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行います。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

（特定目的住宅Bへの優遇入居資格）

- ☐ 60歳以上の方がいる世帯（老人世帯）
- ☐ 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者（下肢障がい者）
- ☐ 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者（下肢以外の障がい者）
- ☐ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者（1,2級）
- ☐ 知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者（重度、中度）
- ☐ ハンセン病療養所入所者等世帯
- ☐ 母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）
- ☐ 18歳未満の子供がいる世帯（子育て世帯）
- ☐ 18歳未満の子供が3人以上いる世帯（多子世帯）
- ☐ 入居者が5人以上の世帯（大家族世帯）
- ☐ 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯（若者夫婦世帯）
- ☐ DV被害者世帯
- ☐ 災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）

- ☐ 次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）
 - ・ 犯罪により主たる収入者が亡くなった
 - ・ 犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
 - ・ 現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた
 - ・ ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅等、特定の世帯しか入居出来ない特別な設備等を有する住宅（特定目的住宅A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅B）の2種類があります。【東予地方局建設部には特定目的住宅Aはありません。】